

高齢者施設等医療提供体制構築事業（施設内療養支援事業関係）に係る 新型コロナウイルス感染症5類位置付け変更後（5/8～）の取扱について

1 目的

高齢者施設等においては、相談や往診等ができる医療機関の確保にご尽力をいただいているところですが、令和5年9月末までの移行計画期間において、医師・看護師による治療が可能な体制を構築し、安心して療養いただける医療提供体制を整備することを目的に、新型コロナウイルス感染症の感染が発生した施設において、当該施設の協力医療機関等により治療薬の投与、健康観察等を行った場合に、協力医療機関等に対し、京都府・京都市から往診等経費を交付する。

2 対象事業

新型コロナウイルス感染症が発生した施設において、その協力医療機関等が新型コロナウイルス感染症に感染した陽性者（施設等従事者を除く。）に対して治療薬の投与、健康観察等（往診・オンライン・電話）を行った場合に対象とする。

3 交付対象

当該高齢者施設等に係る協力医療機関等

4 交付対象期間

令和5年5月8日～9月30日

5 対象施設

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、生活支援ハウス、短期入所生活介護、短期入所療養介護、（看護）小規模多機能居宅介護、障害者支援施設、障害児入所施設、障害者共同生活援助（障害者グループホーム）

6 協力金、往診等経費について

～R5. 5. 7		R5. 5. 8～9. 30	
対象	施設医及び協力医療機関等	協力医療機関等 （施設医は対象外）	廃止
協力金	100,000円		
往診等経費	患者一人につき 医師 30,000円 看護師 18,000円	1時間あたり 医師 15,100円 看護師 8,280円	

高齢者施設等医療提供体制構築事業（施設訪問診療等協力機関関係）に係る新型コロナウイルス感染症5類位置付け変更後（5/8～）の取扱いについて

1 目的

高齢者施設等においては、相談や往診等ができる医療機関の確保にご尽力いただいているところですが、医師・看護師による治療が可能な体制を構築し、安心して療養いただける医療提供体制を整備することを目的に、新型コロナウイルス感染症の感染が発生した施設において、当該施設の施設医等により治療薬の投与等が実施できず、施設訪問診療等協力機関の医師等が治療薬の投与、健康観察等を行った場合に、施設訪問診療等協力機関に対し、京都府・京都市から往診等経費を交付する。

2 対象事業

新型コロナウイルス感染症が発生した施設において、施設医や協力医療機関で対応できない場合に、保健所等の調整により、施設訪問診療等医療機関において陽性者（施設等従事者を除く。）に対して治療薬の投与、健康観察等を訪問又はオンラインで行った場合に対象とする。

3 交付対象

京都府又は京都市にあらかじめ登録された施設訪問診療等協力機関

4 交付対象期間

令和5年5月8日～9月30日

5 対象施設

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、生活支援ハウス、短期入所生活介護、短期入所療養介護、（看護）小規模多機能型居宅介護、障害者支援施設、障害児入所施設、障害者共同生活援助（障害者グループホーム）

6 施設訪問診療等協力機関

対象施設の新型コロナウイルスに感染した陽性者（施設等従事者を除く。）に対する治療薬投与、健康観察等を訪問又はオンラインで実施する医療機関、訪問看護ステーション
※あらかじめ、京都府又は京都市に登録が必要

7 協力金、往診経費について

～R5. 5. 7		R5. 5. 8～9. 30	
対象	施設訪問診療等協力機関	施設訪問診療等協力機関（継続）	廃止
協力金	30～100万円		
往診等経費	患者一人につき 医師 30,000円 看護師 18,000円	1時間あたり 医師 15,100円 看護師 8,280円	